

印西市保育園A I マッチングシステム業務委託仕様書

1 業務目的

保育所等入所選考（以下「利用調整」という。）にあたっては、新規入所者、転園希望者、兄弟同時条件等の複雑な選考を行っており、毎月の利用調整、特に毎年度4月の利用調整に膨大な作業時間を要しているところです。

この利用調整について、A I を利用した利用調整のマッチングシステム（以下「システム」という。）を導入し作業時間を大幅に縮減するとともに、申請者へ結果を早期に通知するシステムを構築することで、市民サービスの向上を目指すことを目的とするものです。

2 業務概要

- (1) 業務名 印西市保育園A I マッチングシステム業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- (3) 履行場所 印西市役所健康子ども部保育課（千葉県印西市大森 2364 番地 2）

3 業務内容

本業務の内容は、主に次の内容を行うものとし、プロポーザルの実施により選定した受託者の企画提案に基づき本市と受託者で協議の上決定する。

(1) 全般に関すること

本業務について、契約締結後以下に掲げるものを速やかに提出すること。

- ① 事業実施計画書
- ② 事業実施体制図
- ③ 業務スケジュール

※令和5年4月入園利用調整（令和5年1月中旬予定）までにテスト運用を開始し、令和5年5月入園利用調整から本稼働できる計画・体制・スケジュールとすること。

(2) システム要件に関すること

- ① パッケージソフトウェアの利用を前提とする。
- ② システムは、インターネット経由でサービスを提供するシステム形態でないこと。
- ③ インターネットと通信するシステム形態でないこと。
- ④ 本市が運用している子ども・子育て支援システム（ベンダー：(株)ディー・エス・ケイ）から出力された各種情報及び個別管理している各種情報を、一括して登録できること。

主な情報は以下のとおり。

- ・各施設の情報、クラスごとの受入可能人数
 - ・入所申し込みをした児童の情報、希望施設
 - ・保育の利用を必要とする理由の指数情報、同点時の優先順位に必要となる情報
 - ・兄弟姉妹の申し込み情報（同時申込時の各種情報、兄弟姉妹児の在園情報）
 - ・転園希望者の在園情報
- ⑤ システムに取り込むデータは、本市指定のデータレイアウトのまま取り込める、または変

換ツール等を介して取り込むこと。データの取り込みに関しては、本市住民情報系サーバーを介して取り込むこととする。

- ⑥ システム構築期間中にテスト運用期間を設け、テスト運用の結果を踏まえた設定の変更等の対応を行うこと。
- ⑦ 印西市保育の利用に関する規則別表第1及び第2の基本指数、調整指数及び同一指数の場合の優先順位に基づき、児童ごとの情報、兄弟姉妹情報から保育所等の空き状況を踏まえた利用調整が自動で行えること。基準に変更があった場合は、都度対応すること。
- ⑧ 同時申し込みをしている兄弟姉妹の選考において、同時同園、同時別園等の希望条件をシステムに設定し、入所可能な組み合わせを自動で選考できること。ただし、希望条件が複雑でパターンに合致しない場合は、この限りではない。
- ⑨ 利用調整点が同点であった場合の優先順位を加味しても判定ができない場合や特別な配慮が必要などの加味すべき事情がある児童の選考において、システム処理を行う過程で職員が個別の判断により選考ができること。また、個別の判断を行った理由についてログとして管理ができること。

(3) 端末要件に関すること

- ① 以下に示す仕様のノートパソコンを本市で用意するので、「(2) システム要件」を満たすシステムをインストールすること。

項目	仕様
メーカー・型番	NEC VersaPro VKT42XZCB
OS	Windows 10 Enterprise(64bit)
CPU	intel Core i5 - 1135G7
メモリ	8GB
HDD	SSD 256GB
セキュリティソフト	ESET ENDPOINT ANTIVIRUS

- ② システムの稼働に際して、端末側で必要となるソフトウェアについてはすべて納品すること。
 - ③ パッケージソフトウェアとしてパソコン1台で利用するために必要なライセンスを納品すること。
- ※システムのインストールにあたり、上記仕様のノートパソコンでのシステム稼働が困難な場合は、本市と協議を行うこと。

(4) 操作マニュアル及び操作研修に関すること

- ① 本市の運用を含めた操作マニュアルを作成すること。
- ② 導入時の説明及び操作講習を目的として、本市職員に対し操作説明を行うこと。

4 成果品

本業務の成果品として、以下に掲げる成果品を納品すること

- (1) システム一式（ハードウェア、ソフトウェア）
- (2) 操作マニュアル（紙媒体1部、電子データ一式）

※操作マニュアルは、実際の処理の流れに沿った説明とし、文章のみによらず画面のハードコピー等を活用するなど、極力分かりやすい表記に努めること。

- (3) 作業報告書（紙媒体1部、電子データ一式）

5 その他

- (1) 本業務を通じて取得した個人情報及び行政情報については、別添「個人情報取扱特記事項」及び「行政情報取扱特記事項」に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。
- (2) 情報セキュリティ対策については、別添「情報セキュリティ特記事項」に基づき、適正に対応する。
- (3) 現状把握や分析に必要となる本市データの提供・調査等の実施にあたっては、別途協議を行う。
- (4) 業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、市と受託者が協議の上、決定するものとする。